

令和2年4月7日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第29号）

【ポイント】

○オマーンでは、4月2日～7日の間に161件の感染症例が新たに確認され（合計371件）、4日には2件目となる死亡者が出ました。

○ROPは、現下の状況を踏まえ、①オマーンの居住査証を保有する外国人で、現在オマーン国外にあり、査証が失効する者については、ROPのウェブサイトにて査証更新が可能、②運転免許証更新が行政手続き停止によりできず失効した場合でも引き続き運転が可能であるとしています。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 4月2日～7日の6日間のオマーン保健省による感染症例に関する日々の発表を取りまとめると以下のとおりです。

新たな感染症例の確認は、2日に21件、3日に21件、4日に25件、5日に21件、6日に33件、7日に40件であり、4日に2件目の死亡が発表され、7日時点で感染症例の総計は371件です（死亡は2件、治癒は67件）。7日には最年少の感染者である1歳6カ月の乳幼児が治癒したとも発表されました。

2 6日、オマーン王立警察（ROP）広報官は、オマーンの居住査証を保有する外国人で、現在オマーン国外にあり、渡航制限等でオマーンに帰国できず、査証が失効する者については、ROPのウェブサイトにて査証の更新が可能であり、また、運転免許証更新等の行政手続き停止により免許証が失効した場合であっても引き続き運転が可能であると明らかにしました。

3 日本郵便（株）は、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延に伴い、輸送ルートが途絶えていることから、4月2日から当分の間、オマーンを含む一部の国際郵便物のお引受けを一時停止するとしていますので、ご留意下さい（以下リンクご参照）。

https://www.post.japanpost.jp/int/information/2020/0401_02.html

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－電話：（＋968） 24601028

－FAX：（＋968） 24698720